

50-1		消防用設備等	連結散水設備
設置基準		令28の2	
令別表第1項目	防火対象物(くわしくは13-1~3)	下記条件の場合設置	緩和
(1)	イ●劇場等 ロ●集会場等	地階の床面積が50㎡未満のもの	[設置免除される場合]
(2)	イ●キャバレー等 ロ●遊技場等 ハ●性風俗関連特殊営業店舗等 ニ●カラオケボックス等		
(3)	イ●料理店等 ロ●飲食店		
(4)	●百貨店等		
(5)	イ●旅館等 ロ●共同住宅等		
(6)	イ●病院等 ロ●老人短期入所施設等 ハ●老人デイサービスセンター等 ニ●特別支援学校等		
(7)	●学校等		
(8)	●図書館等		
(9)	イ●蒸気浴場等 ロ●一般浴場		
(10)	●車両停車場		
(11)	●神社等		
(12)	イ●工場等 ロ●スタジオ等		
(13)	イ●車庫等 ロ●特殊格納庫		
(14)	●倉庫		
(15)	●前各項以外		
(16)	イ●特定用途の存する複合 ロ●イ以外の複合用途		
(16の2)	●地下街		延べ面積が300㎡未満のもの
(16の3)	●準地下街		延べ面積が300㎡未満のもの
(17)	●文化財		地階の床面積が50㎡未満のもの
(18)	●アーケード		延べ面積が300㎡未満のもの
(備考) 上表中黄色部分は設置すべき条件。 ●＝特定防火対象物(法17の2の5 総合操作盤の設置⇒54-1~10 ※1 各用途部分の設置基準に従つ			

建築消防advice2026



59-3 消防用設備等 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

概要・基本的な考え方

長崎県の認知症高齢者グループホームにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(ハ、19政179)等及び兵庫県のカラオケボックスにおける火災を受けた消防法施行令の一部を改正する政令(ハ、20政215)等により、新たに自動火災報知設備が義務づけられることとなった小規模な施設において、令29条の4として、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準について省令及び告示が定められたものである。

●基準の適用範囲の考え方(⇒59-1)

次に掲げる防火対象物又はその部分
ア、延べ面積又は床面積が300㎡未満の防火対象物又はその部分のうち、令21条1項(3号から6号まで、8号、11号、12号、14号及び15号を除く。)に掲げるもの
イ、延べ面積が300㎡以上の防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるもの

- ① 規13条1項2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物(令21条1項7号及び8号に掲げる防火対象物を除く。)であって、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分(令21条1項5号、11号、12号、14号及び15号に掲げる防火対象物の部分を除く。)及び規23条4項1号へに掲げる部分以外の部分が存しないもの
 - (ア) 令別表第1(2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及び(6)項ロに掲げる防火対象物
 - (イ) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)
 - (ロ) 令別表第1(9)項イに掲げる防火対象物(延べ面積が200㎡以上300㎡未満のものに限る。)
 - (ニ) 令別表第1(2)項又は(3)項に掲げる防火対象物の地階又は無窓階で、当該用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上のもの
 - (ホ) (ア)から(ニ)までに掲げるもののほか、令別表第1に掲げる防火対象物の地階又は2階以上の階のうち、駐車のために供する部分の存する階(駐車する全ての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。)で、当該部分の床面積が200㎡以上300㎡未満のものに限る。)
- ② 延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもので、(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの(〔5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)

●延べ面積が300㎡未満の防火対象物

Fig.1



Fig.4

Fig.2

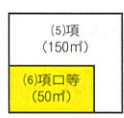


Fig.5

Fig.3



ご購入者 限定 (2028年3月31日まで)

無料 本書の電子版が
でご覧いただけます!

パソコン、タブレット・スマートフォンで
閲覧可能(ストリーミング形式)

便利な機能

- 目次からのリンクによるジャンプ
- 全文検索機能付き

見本 (2025年版より)

ご購入者限定 本書の電子版が無料でご覧いただけます! 2028年3月31日まで

建築消防advice 2026

編集 建築消防実務研究会

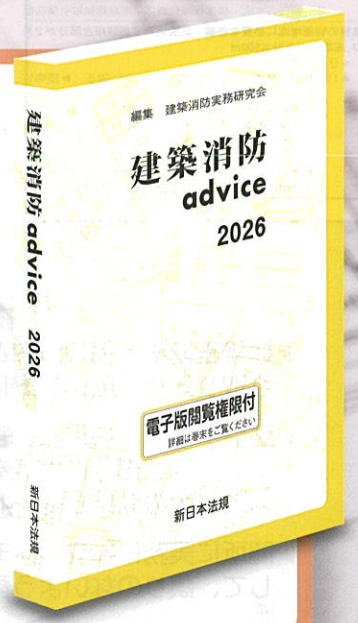
主な改正概要

令和7年10月1日施行の消防法施行令の改正による別表第1への「就労選択支援」の追加、令和7年7月30日施行の消防法施行規則の改正に基づくスプリンクラー設備の水源の水量についての補正を行いました。

また、令和7年5月15日施行の危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の改正に基づく消火設備の基準に係る特例規定の整備について補正を行うとともに、行政実例の追加等を行いました。

B5判・総頁756頁
定価5,830円(本体5,300円) 送料570円
ISBN978-4-7882-9545-2

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



掲載内容

A 基礎知識

- 消防法の概要
- 火災の予防
- 防火対象物
- 準地下街
- 無窓階
- 消防用設備等
- 消防用設備等の設置単位

B 基本計画

- 消防用設備等の基準
- 消防用設備等の性能規定

C 消防用設備等

- 消火器
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 水噴霧消火設備
- 泡消火設備
- 不活性ガス消火設備
- ハロゲン化物消火設備
- 粉末消火設備
- 屋外消火栓設備
- 動力消防ポンプ設備
- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備
- 非常警報器具・設備
- 避難器具
- 誘導灯・誘導標識
- 消防用水
- 排煙設備
- 連結散水設備
- 連結送水管
- 非常コンセント設備
- 無線通信補助設備
- 総合操作盤
- パッケージ型消火設備
- パッケージ型自動消火設備
- 加圧防排煙設備
- 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性

能を有する消防の用に供する設備等

●特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等

●複合型居住施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等

●特定駐車場における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等

●消防設備に関連する設備

D 危険物

- 危険物概要
- 製造所
- 屋内貯蔵所
- 給油取扱所
- 消火設備

E その他

- 火災予防措置
- 工事中の安全対策
- 申請・届出・検査
- 消防設備の点検
- 防火対象物点検報告制度・防災管理点検報告制度
- 融資制度

F チェックリスト

●建物用途別設置基準

G 特例

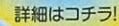
- 特殊な条件下での消防用設備等の設置
- 令32条によるもの
- 既存防火対象物
- 社会福祉施設等
- 既存の物品販売店舗等

H 附録

- 消防用機器の取扱い
- 区画貫通できる管類

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

編集 建築申請実務研究会



掲載内容

第1章

基礎知識

第1 危険物規制の概要

- 危険物規制等に関する法体系
- 危険物規制に関する消防法令の概要

第2 危険物の種類・試験・指定数量、貯蔵・取扱いの規制

- 消防危険物
- 各類危険物の試験と性状
- 危険物の種類に応じた指定数量
- 指定数量の倍数算定
- 危険物の貯蔵・取扱いの例外的な規定

第3 危険物製造所等の種類

- 危険物製造所等の種類
- 危険物製造所等の区分

第4 危険物の運搬・移送に関する規制

- 危険物の運搬の基準
- 運搬容器の基準
- 積載方法の基準
- 運搬方法の基準
- 移動タンク貯蔵所による危険物の移送の基準

第5 製造所等の許可等

- 製造所等の設置・変更許可
- 製造所等の設置・変更許可手続
- 製造所等の完成検査前の検査
- 危険物保安技術協会への審査委託
- 貯蔵・取扱危険物の種類又は数量の変更の届出
- 製造所等の廃止の届出

第2章

設計・施工・維持管理の基準
(ハード基準)

第1 製造所

- 製造所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを取り扱う製造所の特例
- アルキルアルミニウム等を取り扱う製造所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第2 屋内貯蔵所

- 屋内貯蔵所の種類等
- 平家建の屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建特定屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の屋内貯蔵所(第2類・第4類の危険物)の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の屋内貯蔵所(指定数量の倍数が20以下)の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の特例
- リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の特例
- 指定過酸化合物等特殊な危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の特例
- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋内貯蔵所の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第3 屋外タンク貯蔵所

- 屋外タンク貯蔵所の種類等
- 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所の特例
- 特殊液体危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋

外タンク貯蔵所の特例

- 岩盤タンク、地中タンク及び海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の特例

第4 屋内タンク貯蔵所

- 屋内タンク貯蔵所の種類等
- 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 平家建以外の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所に係る位置、構造及び設備の基準
- 特殊液体危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋内タンク貯蔵所の特例

第5 地下タンク貯蔵所

- 地下タンク貯蔵所の種類等
- 鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 二重殻タンクに係る地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 漏れ防止構造に係る地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- アセトアルデヒド等を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク貯蔵所の特例

第6 簡易タンク貯蔵所

- 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準
- 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所以外のもの)の位置、構造及び設備の基準
- 積載式移動タンク貯蔵所の特例
- 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の特例

第7 移動タンク貯蔵所

- 移動タンク貯蔵所の種類等
- 移動タンク貯蔵所(積載式移動タンク貯蔵所以外のもの)の位置、構造及び設備の基準
- 積載式移動タンク貯蔵所の特例
- 航空機又は船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の特例
- アルキルアルミニウム等を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の特例
- 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所の特例
- 特殊な移動タンク貯蔵所の特例
- 消火設備の基準

第8 屋外貯蔵所

- 屋外貯蔵所の種類等
- 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置及び構造の基準
- 塊状の硫黄等のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の基準
- 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の特例
- 第1石油類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の特例
- 危険物をタンクコンテナに収納して貯蔵する屋外貯蔵所の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第9 給油取扱所

- 給油取扱所の施設形態と適用される技術上の基準
- 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 航空機給油取扱所の特例
- 船舶給油取扱所の特例
- 鉄道給油取扱所の特例
- 圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の特例
- 圧縮天然ガス等充填設備設置屋内給油取扱所の特例
- 圧縮水素充填設備設置給油取扱所の特例
- 自家用給油取扱所の特例
- メタノール等及びエタノール等の屋外給油取扱所の特例
- メタノール等及びエタノール等の屋内給油取扱所の特例
- メタノール等及びエタノール等の圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例
- 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例

- 顧客に自ら給油等をさせる屋内給油取扱所の特例
- 顧客に自ら給油等をさせる圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の特例
- 顧客に自ら給油等をさせるエタノール等の給油取扱所の特例
- 消火設備・警報設備・避難設備の基準

第10 販売取扱所

- 販売取扱所
- 第1種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 第2種販売取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第11 移送取扱所

- 移送取扱所
- 移送取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 消火設備・警報設備の基準

第12 一般取扱所

- 一般取扱所の位置、構造及び設備の基準
- 吹付塗装作業等を専ら行う一般取扱所の特例
- 洗浄作業を専ら行う一般取扱所の特例
- 焼入れ作業等を専ら行う一般取扱所の特例
- 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 充填作業を専ら行う一般取扱所の特例
- 詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例
- 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特例
- 油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例
- 高引火点危険物のみを取り扱う一般取扱所の特例
- アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所の特例
- 階層住宅等の燃料供給施設の一般取扱所の特例
- ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の特例
- リチウムイオン蓄電池を取り扱う一般取扱所の特例
- 消火設備・警報設備の基準

第3章

貯蔵・取扱いの基準
(ソフト基準)

- 危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準
- 危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準
- 危険物の貯蔵の技術上の基準
- 危険物の取扱いの技術上の基準

第4章

保安管理基準
(保安体制)

- 製造所等の保安体制一覧表
- 危険物保安統括管理者
- 危険物保安監督者・危険物取扱者
- 危険物施設保安員
- 予防規程
- 保安検査・定期点検
- 自衛消防組織

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

関係者必携の書

複雑・難解な法規制がこの一冊でわかる!

改訂版

消防危険物
advice

編集

危険物規制・基準研究会

令和7年5月施行のリチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し等の改正を含め全面的な見直しを行った最新版!

◆法規制をコンパクトに提示!

消防危険物の法規制について、告示や行政実例の内容を織り交ぜながら表形式でまとめているので、より深く理解できます。

◆ビジュアルな紙面!

ポイントとなる箇所を色づけしたり、理解を助ける図を多数掲載するなど、見やすく、わかりやすい紙面です。

◆役立つ“advice”!

実務上の留意点や参考となる情報を“advice”として随所に掲載しています。

B5判・総頁652頁

定価 5,610円(本体5,100円)

送料570円

ISBN978-4-7882-9505-6



0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

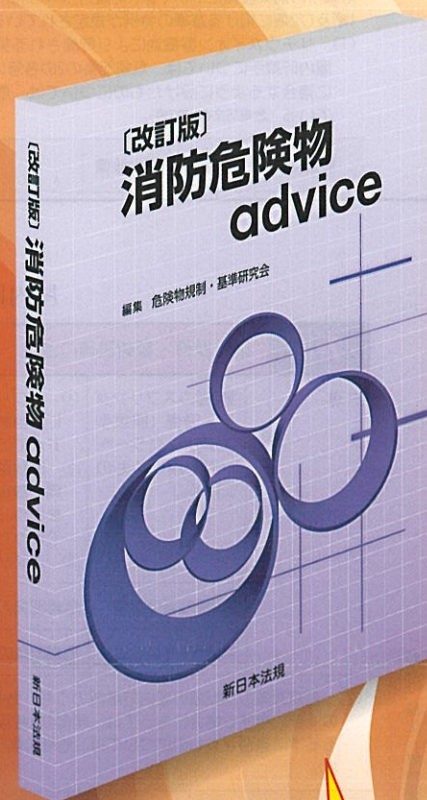
WEBサイト

https://www.sn-hoki.co.jp/

電子書籍も
新日本法規 WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉定価 5,060円(本体4,600円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。



WEBサイトはコチラ!





内容見本 (B5判縮小)

屋内貯蔵所

7-10 消火設備・警報設備の基準		
		ただし、当該屋内貯蔵所に第1種から第4種までの消火設備を設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第5種の消火設備を、その能力単位の数値が当該所要単位の数値の5分の1以上になるように設けることをもって足りる。 電気設備に対する消火設備は、電気設備のある場所の面積100㎡ごとに1個以上設ける（危規36条）。
エ リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備 危規35条の2		
リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備については、貯蔵方法等の特例基準を踏まえ、危令20条3項の規定による危令20条1項及び2項に掲げる基準の特例が規定されている（危規35条の2第1項・2項）。 (1) リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物のみを貯蔵し又は取り扱う屋内貯蔵所については、危規35条の2の各号に掲げる消火設備をそれぞれ当該各号に掲げる基準に適合するように設けたものについては、危令20条1項各号及び2項の規定は適用しないとされている（危規35条の2第3項）。		
設置対象	設置する消火設備	設置方法

屋内貯蔵所

7-10 消火設備・警報設備の基準		
共通	第2種のスプリンクラー設備（開放型スプリンクラーヘッドを用いるものに限る。）	① スプリンクラーヘッドは、防護対象物の天井又は小屋裏に、当該防護対象物の各部分から1のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が1.7m以下となるように設ける。 ② 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の放射区域（1の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。）は、150㎡以上（防護対象物の床面積が150㎡未満であるときは、当該床面積）とする。 ③ スプリンクラー設備には、予備動力源を附置する。
	第4種の消火設備	危規32条の10の規定の例による。
	第5種の消火設備	危規32条の11の規定の例による。
(2) 危規35条の2第2項の屋内貯蔵所のうち、危規16条の2の8第3項各号（当該屋内貯蔵所が建築物の一部に存する場合にあっては、同条4項各号）に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危令20条1項各号及び2項の規定は適用しない（危規35条の2第4項）。		
設置対象	設置維持基準	
貯蔵倉庫（建築物の一部に屋内貯蔵所が存する場合は、屋内貯蔵所の用に供する部分）	設備等技術基準の例により、消防用設備等が設置され、及び維持されていること。 ただし、第2種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設置した場合（次に規定する貯蔵場所以外の部分にあっては、当該基準の例により設置した場合）は、設備等技術基準の例にかかわらず、当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分についてスプリンクラー設備以外の消防用設備等（消火設備に限る。）（令10条に規定する消火器具を除く。）を設置しないことができる。	
危規16条の2の8第3項8号に規定する貯蔵場所（同号においてその例によるものとされる危規28条の59の2第2項8号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該同号イ又はロ（(1)に適合する場合に限る）	第2種のスプリンクラー設備を次に掲げる基準に適合するように設けること。	ヘッドの設置 スプリンクラーヘッドは、床面からの高さが9m以下の位置にある天井（天井のない場合にあっては、屋根の下面）に設けること。 放射能力範囲 スプリンクラー設備の放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域。以下同じ。）が貯

地下タンク貯蔵所

10-2

鋼製タンクである地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の基準

アルカリ金属の過酸化
化物(含有物を含む。)
・禁水性物品

第2類の危険物(引
火性固体を除く。)

引火性固体・自然発火性物
品・第4類・第5類の危険物

advice

第2類及び第4類等の危険物を同時に取り扱う場合において、「火気厳禁」の掲示板を設ければ「火気注意」の掲示板は設けなくてもよい。

2 構造の基準

ア タンクの構造

危令13条1項6号

- (1) 厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造る。
- (2) 水圧試験を行い、次の基準を満たさなければならない。

タンクの区分	水圧試験
圧力タンクを除くタンク	70kPaの圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの
圧力タンク(※)	最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において漏れ、又は変形しないもの

(※) 高圧ガス保安法又は安衛法の適用を受けるタンクは、次による（危規20条の5の2）。

高圧ガス保安法20条1項若しくは3項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設（水素等供給等促進法16条

① 一般高圧ガス保安規則の適用を受けるもの（④に掲げるものを除く。）

一般高圧ガス保安規則6条1項11号に定めるところにより行う水圧試験又は同規則99条の規定に基づき経済産業大臣が認めた

給油取扱所

14-7 圧縮天然ガス等充填設備設置屋外給油取扱所の特例	
蓄圧圧送式のもの	常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置を設ける。
尿素水溶液供給機	危規25条の5第2項4号の基準による。
位置	給油に支障がない場所であること。
給油空地内に設置する場合	自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。
advice	給油取扱所の運用（R6・2・29消防防40） ① ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。 ② プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。
急速充電設備	危規25条の5第2項5号の基準による。
位置	給油に支障がない場所であって、次に掲げる場所であること。 ① 可燃性の蒸気が滞留するおそれがある場所 ② 顧客に自ら給油等をさせるから全ての急速充電設備において。ただし、危規28条の2の5の場合にあっては、この限りで
衝突防止措置	自動車等の衝突を防止するため

新日本法規出版株式会社
本社 〒460-0011
総轄本部 名古屋市中区大須4-1-65

一般取扱所

17-7 詰替え作業を専ら行う一般取扱所の特例		
	固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に掲げる距離以上、建築物の壁から2m（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m）以上、敷地境界線から1m以上の間隔を保つ。 ただし、ホース機器と分離して危規25条の3の2各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りでない。	危規28条の59第2項8号
固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4m
その他の固定注油設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（最大注油ホース全長）が3m以下のもの	4m
	最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m
懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設ける。		危規28条の59第2項9号

17-8 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特例

危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所であつて、建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあっては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するものにあつては、当該

一般取扱所

17-8 危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所の特例		
	る作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。	
危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を専ら行う一般取扱所	蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。	建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。） 建築物の一部に存するもの
危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業を専ら行う一般取扱所	蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る（上2欄に掲げる作業に付随するものを除く。）。	建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。） 建築物の一部に存するもの
1 危険物を用いた蓄電池を製造する作業を専ら行う一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。））		
危規28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次に掲げる基準に適合するものについては、危令19条1項において準用する危令9条1項1号、2号、5号から9号まで、12号及び19号の規定は、適用しないとされている（危規28条の59の2第2項）。		
ア 位置の基準		

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-0011
総務本部 名古屋市中区大須4-1-65

東京本社 〒162-8407
東京都新宿区市谷砂土原町2-6

(2025.11) 51003691